

労働者派遣法に基づく情報提供

株式会社AbemaProduction

Abema Production

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

記

令和 7 年 6 月 1 日付け派遣労働者数 6 人

令和 7 年度 派遣先事業所数 (実数) 2 件

令和 7 年度 労働者派遣に関する料金の平均額 26,000 円
※ 1 日当たりの料金額 (8 時間労働として計算)

令和 7 年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 19,980 円
※ 1 日当たりの賃金額 (8 時間労働として計算)

マージン率 (= (派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金の平均額) / 派遣料金の平均額 × 100)

23.1%

※マージン率に含まれる費用として、雇用主として負担する労働保険料、社会保険料、教育訓練費、福利厚生費、事業運営にあたる従業員の人件費、営業利益が含まれます。

教育訓練に関する事項

- ・コンプライアンス研修
- ・情報セキュリティ教育
- ・ビジネスマナー教育
- ・メンタルヘルス研修

福利厚生

社会保険加入 (厚生年金保険・雇用保険・健康保険 : テレビ朝日健保組合、定期健康診断等)